

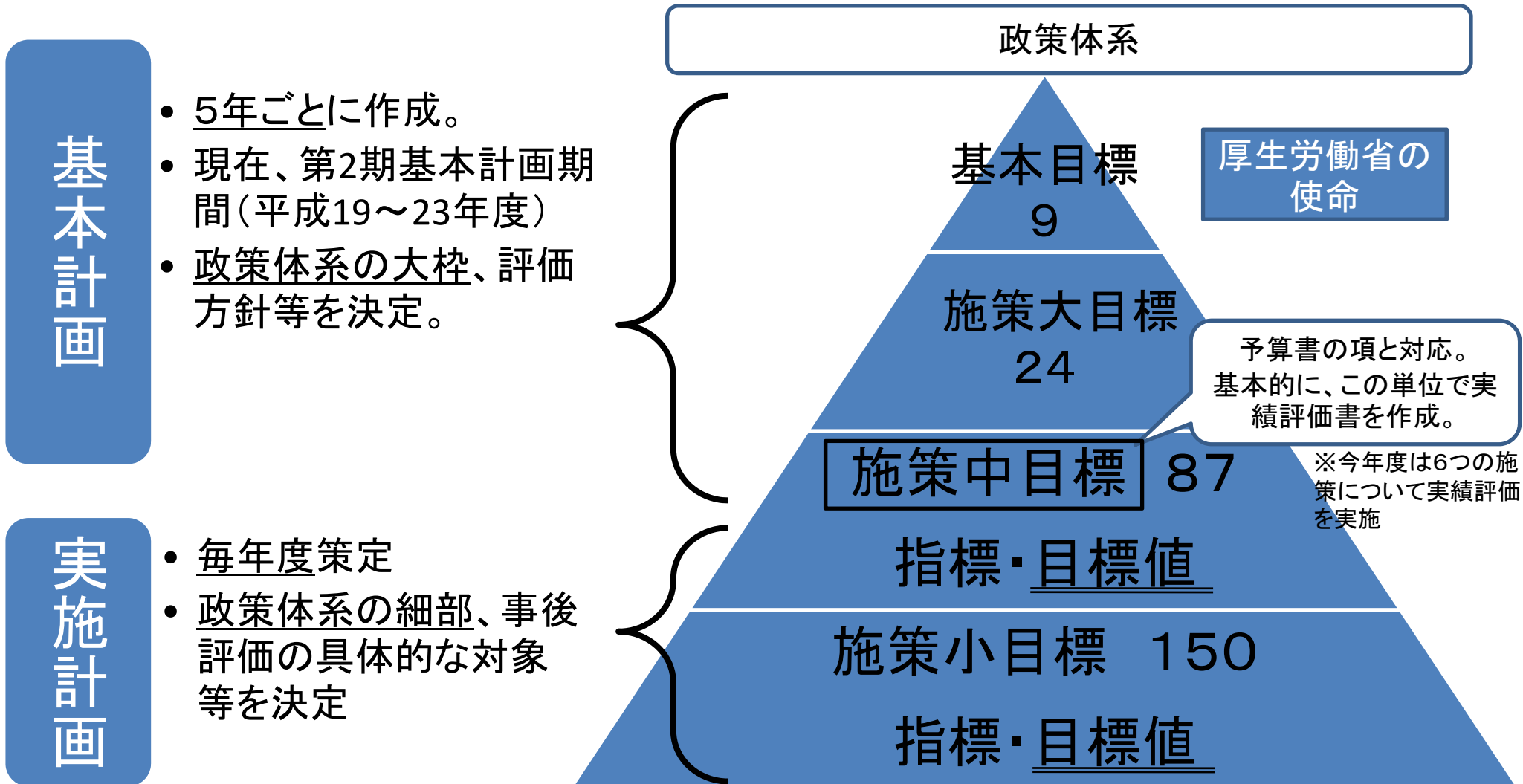
1 政策評価の基本的枠組

- 「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)に基づき、各府省は、有識者の意見を聞きつつ、政策や事業について、事前や事後に、自己評価を実施することとされている。
- 政策評価は、同法に基づき、基本計画(5年毎)を定めるとともに実施計画(毎年度)を定めて実施することとされ、今年度においては、5月に厚生労働省組織目標に基づき基本計画の改定及び実施計画の策定を行い、これに基づき評価を実施。
- 評価の実施に当たっては、9の基本目標、24の施策大目標、87の施策中目標、150の施策小目標を設定して行うこととされ、このうち施策中目標が予算書の項と対応しており、施策中目標ごとに実績評価書等を取りまとめることとしている(政策評価の基本計画、実施計画及び政策体系や、評価の対象と評価方式の詳細については、別添1を参照)。
- 評価結果は、各部局の予算概算要求や組織定員要求及び税制改正要望等に反映している。

2. 政策評価結果

- ◆ **実績評価(事後評価)** ※厚生労働省が実施する全政策について、達成すべき目標を設定し、これに対する取組や実績を総括し、達成度合いを評価する手法
 - ・東日本大震災の影響等を踏まえ、全政策のうち6つの政策に係る実績評価を実施(別添2参照)。
 - 残りは、モニタリング評価を実施。
- ◆ **事業評価(事前・事後)** ※個々の事業を対象に、事前に政策効果等の推計、事後に当該事業の継続等を評価する手法
 - ・予算事業について、9件の事前評価(別添3参照)、9件の事後評価を実施(別添4参照)。
 - ・税制について、15件の事前評価、1件の事後評価を実施(別添5参照)。
- ◆ **総合評価** ※特定のテーマについて、政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、課題等を把握・分析する手法
 - ・特定のテーマ9件の総合評価を実施(別添6参照)。
- ◆ **成果重視事業評価** ※複数年度にわたる事業について、各年度ごとに設定した目標の達成状況や政策効果を評価する手法
 - ・3件の成果重視事業評価を実施(別添7参照)。

基本計画と実施計画と政策体系



* 政策評価に関する有識者会議(政策統括官参集)を、夏(実績評価書取りまとめ時)・冬(計画策定時)に開催し、有識者の意見を聴取している。評価書は所管部局が作成する(自己評価である)。

平成23年9月現在

政策評価の対象と評価方式

事前評価
(政策決定前)

事後評価
(政策決定後)

大
(政策)

評価対象の
まとまりの
大きさ

(事務事業)
小

事業評価 (事前/事後)

- ・予算要求等を伴う新たな政策であって、1億円以上の費用を要する重点的な施策又は10億円以上費用が見込まれるもの。
- ・租税特別措置の新設、拡充、延長
- ・規制の改廃
- ・研究開発
- ・公共事業等

実績評価

- ・予算書の「項」と対応し、政策を87に分けて、評価(厚生労働省が実施する全政策をカバー)
- ・毎年度、評価書を作成。

- ・一定期間経過後に、当初期待していた効果が上がったか等を検証

総合評価

- ・制度の改廃等、特定のテーマについて、政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、課題等を把握・分析